

巻上げ機の運転業務特別教育 案内書

法令根拠 講習内容

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、巻上げ機の運転に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。

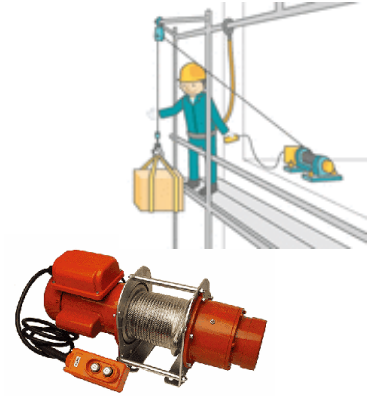
【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第11号

- ・動力により駆動される巻上げ機(電動ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)の運転の業務

【ウインチとは】

- ・動力により駆動される歯車などにより減速して回転させる(巻胴)にワイヤロープ等を巻付け、物の上げ・下ろしまたは横引き、引っ張り作業などに使用する「巻上げ機」をいいます。



申込方法

- 受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)
 申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。
 手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

巻上げ機の運転(荷の巻上げ及び巻卸し)3時間以上及び荷掛け及び合図(荷の種類に応じた荷掛け手、小旗等を用いて行う合図)1時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 講習時間

科目	時間	科目	時間
巻上げ機に関する知識	3時間	関係法令	1時間
巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間		
合計 6時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。			

受講料

区分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	9,900円	1,210円	11,110円
会員	6,600円		7,810円

R5.4.1 テキスト改訂

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

助成金

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。
 詳しくは愛媛労働局助成金センター(089-987-6370)までお問い合わせください。

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)